

運営規程・細則の改正など協議

京都府医療保険者協議会保健事業企画部会



京都府医療保険者協議会保健事業企画部会（部会長・布澤良則全国健康保険協会京都支部企画総務部長）が2月19日、本会で開かれた。平成30年度特定健診・特定保健指導の集合契約（B）締結についてのほか▽京都府医療保険者協議会設置運営規程・細則の改正について▽平成30年度京都府医療保険者協議会事業計画（案）について▽平成30年度京都府医療保険者協議会歳入歳出予算（案）について、協議した。

平成30年度特定健診・特定保健指導の集合契約（B）締結では、例年通り集合契約健診機関として京都府医師会、京都予防医学センター、微生物研究所にするとした。同協議会設置運営規程・細則の改正は、平成30年度から都道府県が国民健康保険の保険者になることに伴うもので、同協議会

の事務局を都道府県担当部署が担う、または都道府県担当部署と国民健康保険団体連合会が共同で担うのか等の改正点については、3月開催予定の同協議会の本会で決めるとの説明があった。

平成30年度事業計画案では、29年度に引き続き、特定健診・特定保健指導受診促進に向けた広報事業の実施、日本健康会議が47都道府県の保険者協議会すべてに実施を求めている「健康なまち・職場づくり宣言2020」の宣言3の要件達成に取り組むこととした。

協議事項の後、特定健診（集団健診等）受診体制に関する要望について、事務局から今年度は2月2日に京田辺市と精華町に要望書を提出したとの報告があった。